

下関市立大学学生懲戒規程

平成27年2月23日

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学学則(平成19年規則第1号。以下「学則」という。)
第44条及び下関市立大学大学院学則(平成19年規則第2号。以下「大学院学則」
という。)第33条の規則に基づく学生の懲戒について必要な事項を定めるものとす
る。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、対象行為の内容、その影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて
行うものとする。

2 懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を
限度とする。

(懲戒の内容)

第3条 学則第44条第2項及び大学院学則第33条第2項に規定する懲戒の内容は、
次の各号に掲げるものとする。

- (1) けん責は、文書により注意を喚起し、将来を戒めるものとする。
- (2) 停学は、一定の期間、大学への登校を禁止するものとする。
- (3) 退学は、学生としての身分をはく奪するものとする。

(懲戒の区分の判断基準)

第4条 前条の懲戒の区分については、対象行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に
判断して決定する。

(懲戒の記録)

第5条 懲戒を行ったときは、懲戒を受けた学生(以下「懲戒学生」という。)の学生原簿
にその内容を記載する。

(対象行為の報告)

第6条 教職員は、学生が学則第44条第1項又は大学院学則第33条第1項に該当す
るおそれがあると認められるときは、直ちに学部長(学生が大学院生である場合は、
研究科長。以下同じ。)に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた学部長は、直ちにその状況を学長に報告するものとする。

(調査)

第7条 学長は、前条第2項の報告を受けたときは、直ちに調査委員会に対し調査を命
ずる。

- 2 前項の調査委員会（以下「委員会」という。）は、委員長を除く学生委員会委員である者を委員とする。ただし、対象行為が定期試験における不正行為である場合は、副学部長、教務委員会委員である教員1名、学務グループ長及び学務グループ教務班長を委員とする。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員に加えて本学の職員以外の者を委員会の委員とすることができる。
- 4 委員会は、調査に当たっては、対象行為を行ったとされる学生（以下「対象学生」という。）本人から事情を聴取しなければならないものとする。ただし、対象学生がこれに応じない場合は、この限りでない。
- 5 対象学生は、前項の規定による事情聴取に臨むにあたり、付添人を1名同席させることができるものとする。

（調査結果の報告）

第8条 委員会は、調査が完了したときは、調査結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の調査結果について必要があると認めるときは、委員会に再調査を求めるものとする。

（逮捕された学生等に対する取扱い）

第9条 第7条第4項の規定にかかわらず、委員会は、対象学生が逮捕・勾留又は起訴された場合に当該学生への接見ができないときは、同項の規定による本人からの事情聴取を行わず調査結果の報告ができるものとする。

（意見聴取）

第10条 学長は、第8条第1項の結果報告を受けたときは、懲戒の要否及び懲戒を要する場合のその内容について教授会（対象学生が大学院生である場合は、研究科委員会。以下同じ。）の意見を聴取する。

（弁明の機会）

第11条 学長は、対象学生に文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 弁明の機会の付与は、前条の規定による教授会の意見を聴取した後に行う。
- 3 学長は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、対象学生に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - (1) 予定される懲戒の内容及び根拠
 - (2) 懲戒の原因となる事実
 - (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、出頭すべき日時及び場所）
- 4 対象学生は、口頭による弁明を行うにあたり、付添人を1名同席させることができるものとする。

- 5 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、弁明書を指定の期日までに提出しなかったとき、又は対象学生が正当な理由なく口頭による弁明の機会に欠席したときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。
- 6 学長は、対象学生による弁明の後、学部長と協議のうえ、必要があると認めるときは、委員会に再調査を求めるものとする。
- 7 学長は、前項の規定による再調査に係る結果報告を受けたときは、懲戒の要否及び懲戒を要する場合のその内容について教授会の意見を再度聴取する。

(委員の交代)

第12条 学長は、第8条第2項又は前条第6項の規定により再調査を求める場合において、必要があると認めるときは、委員会の全部又は一部の委員を交代させることができるものとする。

(懲戒処分の決定及び通知)

第13条 学長は、対象学生による弁明の後（第11条第7項の規定により再調査が行われたときは、教授会の意見を再度聴取した後）に懲戒処分を決定する。

2 学長は、懲戒処分を決定したときは、対象学生に懲戒処分通知書（様式第1号）により通知しなければならない。

3 前項の規定により通知した場合は、当該学生の保護者に当該通知書の写しを送付する。

(学生の自宅待機)

第14条 学長は、第6条第2項の規定による報告を受けた日から懲戒が決定されるまでの間、学生に自宅待機を命ずることができる。

(停学)

第15条 停学は、有期及び無期とし、有期停学は3月未満とする。

2 停学の期間は、学則第16条及び大学院学則第8条第3項に規定する在学期間に算入する。ただし、3月以上の停学については、学則第39条第1号及び大学院学則第24条第1項に規定する在学期間に算入しない。

(無期停学の解除)

第16条 学長は、無期停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分の解除が適当であると認めるときは、教授会の意見を聴いて停学の解除を決定する。

2 学長は、前項の規定により停学の解除を決定したときは、当該学生に懲戒処分解除通知書（第2号様式）により通知するとともに、当該学生の保護者に当該通知書の写しを送付する。

(不服申立て)

第17条 懲戒学生は、学長に対し懲戒処分通知書を受領した日から30日以内に不服申立てをすることができる。

2 不服申立てがなされた場合の取り扱いは、別に定める。

(事務)

第18条 学生の懲戒に関する事務は、学務グループ学生支援班（対象行為が定期試験における不正行為である場合は、学務グループ教務班）において処理する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

懲戒処分通知書

学部（研究科） 学科（専攻） 年
学籍番号

下関市立大学学則第44条第1項（下関市立大学大学院学則第33条第1項）の規定に基づき、次のとおり懲戒処分を行う。

記

- 1 処分の内容
- 2 処分の理由
- 3 処分年月日

年 月 日

下関市立大学長 氏 名 印

様式第2号（第16条関係）

懲戒処分解除通知書

学部（研究科） 学科（専攻） 年
学籍番号

下関市立大学学則第44条第1項（下関市立大学大学院学則第33条第1項）の規定に基づき行った懲戒処分については、次のとおり解除する。

記

- 1 処分解除の内容
- 2 処分解除の理由
- 3 処分解除年月日

年 月 日

下関市立大学長 氏 名 印